

建設工事等における現場代理人の兼任に係る取扱いについて

平成23年9月23日
(最終改正 令和4年12月12日)

長野県建設工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）第10条第3項に基づき、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」として、現場代理人の常駐義務を緩和する措置について規定している「長野県建設工事標準請負契約約款に係わる留意事項」（以下「留意事項」という。）第10条関係の1の（2）について、次のとおり試行実施するものとし、その取扱いは以下のとおりとする。

第1 工事等における「現場代理人の兼任」

発注機関の長が、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、兼任可能と判断した工事等については、兼任を認める。

1 現場代理人の兼任が可能となる工事等

次の条件を全て満たす工事等のうち、発注機関の長が兼任可能と判断したものと対象とする。

- (1) 県発注工事等の間で認める。ただし、国又は市町村の工事等（以下「市町村工事等」という。）において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 兼任可能な工事等の数は、2件までとする。
- (3) 工事等の請負金額は、2件とも4,000万円未満（当初契約）のものとする。
ただし、平成26年2月3日付け国土建272号通知における建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いについてに該当する工事はこの限りではない。
- (4) 工事箇所は、2件とも同一事務所管内（10ブロック内）に位置する工事等とする。
- (5) 連絡体制として、兼任する県発注工事等の現場には連絡員を配置する。

2 兼任を認めることができない工事

- (1) 交通量10,000台／日以上の片側通行規制工事
- (2) 労働安全衛生規則第90条に該当する工事
- (3) 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないと発注者が判断した工事。

3 兼任を認める際のその他条件

- (1) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること
- (2) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図るとともに、連絡員等に必要な指示を行うこと。
- (3) 土木工事安全施工技術指針第4節に規定する安全管理活動を適切に実施すること。
- (4) 現場代理人が、工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。
- (5) 既に現場代理人となっている工事の発注機関に対し、現場代理人兼任届を提出し承認を得ること。
- (6) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の承認条

件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。

- (7) 配置する連絡員は、元請の社員（雇用契約あり。雇用期間は問わない。）で、工事期間中、常日頃工事現場に滞在することが可能であること。また、それぞれの現場で重複しない連絡員を配置すること。

4 留意事項

兼任が認められる場合においても、次に該当する機械等を使用する工事期間中については、現場代理人は当該工事現場に常駐する。

- (1) 労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄に記載されている機械等

第2 現場代理人の兼任に関する手続き等

1 兼任届の提出

- (1) 県発注工事間の工事等の場合、契約者は、契約後に提出する技術者等の通知書と合わせ、現場代理人兼任届（県工事等間の兼任）（様式1、1-3）及び連絡員配置届（様式2）を発注機関の長へ提出する。
- (2) 市町村工事等との兼任の場合、契約者は、契約後に提出する技術者の通知書と合わせ（既に契約中の県発注工事等と市町村工事等を兼任する場合は、市町村工事等との契約締結までに）、現場代理人兼任届（市町村工事等との兼任）（様式1-2、4、5）及び連絡員配置届（様式2）を発注機関の長へ提出する。
- (3) 現場代理人兼任届の様式については、必要に応じ適宜変更又は削除して使用する。

2 発注機関の長による審査

発注機関の長は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるか、ないかを見極めた上で、現場代理人の兼任の可否について判断する。

3 発注機関による契約者への回答

(1) 兼任を認める場合

兼任を認め、提出書類を受理する旨を電話等により伝える。

(2) 兼任を認めない場合

兼任届に認めない旨を記入、押印のうえ契約者に返却する。

第3 適用時期

令和5年1月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

(別記2)

(参考)

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）（平成26年2月3日付け国土建第272号）

1. 建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

（1）工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれると判断して差支えない。